

## ○ 協定書作成の実際例

家族経営協定は、全国各地・経営類型等多種多様な内容です。各地の協定書の例を紹介します。

※ 認定農業者の共同申請を行う場合、農業者年金の保険料の国庫補助を受けるためには、家族経営協定の意思決定への参画や収益の配分等の特定の事項を記載し、協働傾斜であることを明確にすることが必要です。

### (1) 目的の規定例

この協定書は、甲（夫）、乙（妻）、丙（後継者）及び丁（後継者の配偶者）が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

#### （労働報酬を支払うことが主目的であることを明記している例）

わが家の農業経営の近代化に資するため、甲、乙、丙及び丁が相互に責任ある経営への参画を通じて、適正な労働報酬を受け取ることを目的として協定を行う。

#### （夢とやりがいを全面に出している例）

夢をもち、やりがいのある農業を実現するために、ひとりひとりの能力を十分発揮し、わが家の農業経営と農家生活の健全化を図ることを目的とする。

#### （円満な家族関係を全面に出している例）

すべての家族は各自の能力を十分に発揮し、円満な家族関係のもと農業経営と家族生活に一層の活力をもたらすことを目的として協定する。

#### （後継者の育成に重点を置いている例）

この協定書は甲乙丙及び丁が相互に責任をもって経営に参画することを通じて、近代的な農業経営を確立し、安定させるとともに、健康で明るい家庭を築くことによって、後継者が意欲的に農業に取り組むことを目的とする。

#### （経営種がパートナーを迎えるための環境整備を定めている例）

わが家の農業経営を健全に営み、経営主と父と母が相互に責任あるバラ園経営への参画を通じ、近代的な農業経営を確立すると共に、経営主が良きパートナーを迎え、より一層健康で明るく、ゆとりある暮らしを実現することを目的とする。

**（法人化と将来の経営移譲が円滑に行われることを目的とする例）**

法人化に向けて農業経営を健全に営み、家族が共同経営者としての立場を確立し、将来、後継者の就農及び後継者への経営移譲がスムーズに行われることを目的に、就業条件、経営内の役割分担等を明らかにするため、この協定を結び。

**（経営上年金の支給停止を防ぐことを目的とする例）**

今後の資金計画・作付計画・施設の導入・経営規模及び就業条件等の経営方針については、経営主と経営主の妻又は家族全員（但し、親夫婦は除く）で話し合い決定する。

※ すでに経営移譲して経営者の立場を退いた者である農業者年金の受給者は、農業を再開したとみなされ、経営移譲年金の支給が停止されないようにするため、経営に参画していないことを明記することが必要となります。

**（2）経営計画の規定例**

甲、乙、丙及び丁は協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

**（経営と生活両面の計画樹立・実現に平等な立場での参画をうたっている例）**

わが家の営農と生活が調和のとれた姿で発展するよう、中期的な営農及び生活設計（以下「農業経営設計」）を樹立するものとし、家族が平等な立場で参画しこれを決定し実現する。

**（輕輕計画の詳細計画もしくは実行計画を持っている例）**

部門ごとに年間、月間作業スケジュールをたて、美日の作業には作業の種類、量、分担、作業要領等の部門間調整を行い、相互協力し合って時間内に終わるよう無理のない作業とすること。計画外作業は、その都度協議して決定する。

**（3）役割分担の規定例**

経営部門のうち、〇〇に係るものは丙及び丁が、〇〇外に係るものは甲及び乙が主体となり、他の2者と相談の上行うものとする。（また、簿記記帳は〇が、労働日誌の記帳は、〇が行うものとする。）

**（構成員ごとの役割を明記している例）**

営農における役割分担を以下のとおりとする。なお、役割の分担者は必要に応じて家族で内容を協議、報告する。

経営主：総括経営管理、農業簿記、労働日誌記帳、税申告、農作業計画  
配偶者：労務健康管理  
後継者：農業簿記パソコン入力

（営農系計画を立てる場として家族会議を定期的に関くことを決めている例）  
年度別農業経営計画、長期・短期の営農計画作成のため、家族での話し合いを定期的に行う。

家族会議：毎週1回月曜日の夕食後に行い、営農計画、作業計画、その他を話し合う。

（家事の分担について明らかにしている例）

家族で家事の分担を明確にし、協力し合って家族経営を行うこと。

毎日の家事は丁（後継者配偶者）が中心に行い、乙（経営主配偶者）が補助的に行うこととする。

#### （4）収益配分の規定例

農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月〇〇日に甲、乙、丙及び丁の個人名義の口座へ振り込むものとする。

甲 〇〇万円 乙 〇〇万円 丙 〇〇万円 丁 〇〇万円

また、収益が予想を上回った場合は、賞与として甲、乙、丙、丁で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

なお、配分額は農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働の従事状況を勘案し、毎年1回見直すものとする。

（金額は明示せずに当該年の経営状況と各人の寄与度を反映させて分配する例）

農業経営から乗じた収益は、甲及び乙は協議の上、当該年の収益額及び各人の経営の寄与度を勘案して、各人ごとの配分額を定め分配する。分配の方法は、各人名義の口座へ振り込みの方法による、分配は、原則、年1回以上の回数で原則として同じ分配日とする。

（分配するための話し合いの場を設けることを明記している例）

毎月25日に前月分の収支計算を行い、〇〇農協の口座に振り込む。このため、毎月20～25日に、甲・乙で経営について話し合う。

（部門分担により部門ごとの収益の帰属を決めている例）

みかん部門の収益は後継者夫婦、ぶどう部門の収益は経営主夫婦のものとし、家計費は、家族の話し合いにより必要に応じて出し合うこととする。

(経営内部に留保することと負債が生じた際の規定をしている例)

経営上の利潤は、経営体構成員の経営参画に応じてボーナスとして配分する。その場合、利潤すべて配分せず、経営の発展のためにストックすることも留意する。やむをえず経営上の負債が生じた場合、当該経営の名義人が負債を負う。返済に当たっては、経営参画している経営体構成員がともに協力する。

(賞与の最低保証額を規定している例)

賞与は、12月20日までその年の収益を見ながら経営主が決定するが、最低1カ月の賞与金額は保証する。

(当別手当の具体的な支給根拠を規定している例)

10アール当たり収量7俵を超えた分は、その分を特別手当として丙の口座に振り込むものとする。臨時に受託した機械作業は、下記のとおり取り決めることとする。

ア. 機械リース代は、家の収益賭する。

イ. 作業の手当は、作業を担当した本人の収益賭する。

(5) 就業条件についての規定例

就業条件は、次のとおりとする。

① 1日の労働時間は、甲及び乙は〇時間、乙及び丁は〇時間を原則とし、農作業の繁閑により甲、乙、丙及び丁で協議の上延長又は短縮する。

② 休日は、甲、乙、丙及び丁各々につき原則として月〇回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、甲、乙、丙及び丁で協議の上変更することができるものとする。

また、正月、盆等の休日は、甲、乙、丙及び丁で協議の上決めるものとする。

【労働時間】

(労働時間を季節ごとに具体的に決めている例)

4月～5月までは午前〇時～午後〇時まで〇時間労働

6月～9月までは午前〇時～午後〇時まで〇時間労働

10月～3月までは午前〇時～午後〇時まで〇時間労働

(男女で労働時間が異なる例)

1日の労働時間は、甲（経営主）及び丙（後継者）は8時間、乙（経営主の妻）及び丁（後継者の妻）は7時間を原則とし、農作業の繁閑により甲、乙、丙及び丁で協議の上、延長又は短縮する。

**（就業時間に上限を設けている例）**

1日の労働時間は、8時間とし、農繁期であっても10時間を超えない。

**（休憩時間に関する定めがある例）**

原則として、午前午後各15分ずつの休憩時間を設定する。ただし、作業の状況や家族の体調により、適宜調整することができる。

**（昼食時間の規定を設けている例）**

1時間とするが、6月1日より8月15日までは1時間30分とする。

**（超過勤務の定めがある例）**

所定の労働時間を超えて労働した場合、超過勤務手当を支給する。超過勤務手当1時間当たり500円とする。但し、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

**【休日】**

**（定休日、代休の定めがある例<曜日指定型>）**

原則として日曜日、祝祭日は定休日とする。但し、都合により休みを取れなかった場合、代休を設定する。

**（有給休暇の定めがある例）**

家族で協議の上、有給休暇を設定する。年間20日、必要の都度とする。

**（季節により休日が異なる例）**

4月～9月は、週休1日日曜日を原則とするが、代休も可能とする。

10月～3月は、週休2日の上、日曜日を原則とする。

この他に、年間20日を年次有給休暇とし、10月～3月の期間に各自が自由に取得できるものとする。

**（夫婦揃って休日をとる規定がある例）**

月1回夫婦の休日を作り自由行動日とする。

**（産休・育児休暇を定めている例）**

特別休暇として、産休・育児休暇（産前・産後、育児等：2ヵ月間）を取ることができる。

### 【福利厚生】

（健康管理や農作業の安全に関する規定がある例）

毎年1回健康診断を受診する。農作業の安全に配慮する。（機械、農薬等）

（農閑期に就業規則を適用せず、構成員の自由活動を規定している例）

この就業規則は、4月1日～11月30日とし、12月1日～3月31日は自由とし、冬期間のアルバイト料金は個人の所得として所有できる。従って専従者給与は、この期間停止する。

（退職金に関する規定がある例）

退職金積み立てを実施する。経営主が61歳になったら、経営及び家計を移譲する。その際、経営主及び配偶者に退職金を支給する。

### 【研修】

（研修等への出席を労働時間に含めている場合）

農業関係、農家生活関係、研究会等への出席や業務に関する出席は、労働時間に含まれる。

## （6）将来の経営譲渡についての規定例

甲及び乙が有する経営権及び警衛用資産は、将来、甲及び乙の合意に基づき丙及び丁に移譲する。

以上の時期及び方法は、丙及び丁の意向を踏まえながら甲及び乙が十分協議の上、定めるものとする。

（経営譲渡の対象資産に農地等の明記がある例）

甲及び警衛用資産としての農地等を将来移譲するに当たっては、甲及び乙の合意に基づき行うものとする。

（農地等を生前一括贈与する旨の規定のある例）

甲と乙の所有する資産（農地）は、丙の働きを踏まえて、甲と乙が協議して生前一括贈与する。

（財産を後継者に生前一括贈与したことで、生活基盤が弱くなることに対して、受贈者とその保障を行うことを規定する例）

乙（被贈与者）は甲（贈与者）（甲の配偶者を含む）の老後の生活を保障する。

乙は甲（甲の配偶者を含む）以外の同居家族も、一切の扶養義務を課し、甲に対し不安の念を抱かせないよう心掛ける。

乙が本協定の内容について不履行の場合、甲の意思により自己の権利財産を自由に処分できるものとする。

（資産の後継者への移譲の保証とそれにもなう反対給付並びにそれらを担保する遺言書の作成を明記した例）

甲が所有する資産は、乙・丙が農業経営を継続する限り、乙へ相続するものとする。乙・丙は、甲及び甲の妻の生活費を負担する。甲は、社会的交際上の諸経費を負担する。甲は、農業経営の円滑な継承のための遺言書を作成する。

#### （7）その他についての規定例

この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合、その都度甲、乙、丙及び丁で協議の上決定するとともに、必要に応じて立会人に相談のうえ改訂を行う。

（家族経営協定会議の規定がある例）

甲、乙、丙及び丁は、毎年1回、または必要に応じ家族会議を開催し、下記の事項を協議する。

- （1）農作業及び生活運営に関すること
- （2）協定書の変更および改廃に関すること
- （3）その他必要な事項

甲、乙、丙及び丁は、前項に関して、必要に応じ立会人に相談する。

